平成27年2月16日から 平成27年2月16日まで

標 茶 町 議 会 第 1 回 臨 時 会 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成27年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第	1	号	(2月	1	6	日)

開会の宣			3
開議の宣	'告 …		3
会議録署	名議員	負の指名	3
会期決定	• • • • • •		3
行政報告	及び諸	舒般報告	3
議案第6	5号	標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の	
		縦覧等の手続に関する条例の制定について(厚生文教委員会報告)…	6
報告第	1号	専決処分した事件の承認について	7
議案第	1号	標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する	
		基準を定める条例の制定について	11
議案第	2号	標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める	
		条例の制定について	11
議案第	3号	標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を	
		定める条例の制定について	11
議案第	4号	標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町	
		指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の	
		方法に関する基準を定める条例の制定について	16
議案第	5号	標茶町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る	
		基準等に関する条例の制定について	16
議案第	6号	平成26年度標茶町一般会計補正予算	20
閉議の宣	.告 …		22
閉会の官	'告		22

平成27年標茶町議会第1回臨時会会議録

○議事日程(第1号)

平成27年2月16日(月曜日) 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第65号 標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果 の縦覧等の手続に関する条例の制定について

(厚生文教委員会報告)

- 第 5 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 議案第 1号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 2号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の制定について
 - 議案第 3号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の制定について
- 第 7 議案第 4号 標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 5号 標茶町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準 等に関する条例の制定について

2番 長 尾 式 宮

君

第 8 議案第 6号 平成26年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員(13名)

- ш	,,	'	Н	_		_	ш.		/ L	 Н	7 🛱
4番	本	多	耕	平	君	5 -	番	林		博	君(午前10時31分遅参
6番	黒	沼	俊	幸	君	7 =	番	後	藤	勲	君

 6番 黒 沼 俊 幸 君
 7番 後 藤 勲 君

 8番 舘 田 賢 治 君
 9番 鈴 木 裕 美 君

10番 田 中 敏 文 君 11番 熊 谷 善 行 君

12番 深 見 迪 君 13番 川 村 多美男 君

14番 平川昌昭君

1番松下哲也君

○欠席議員(1名)

3番 菊 地 誠 道 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

池田裕二 町 長 君 副 町 長 森山 豊 君 総務課長 島田哲 男 君 佐 藤 弘 君 企画財政課長 幸 住 民 課 長 佐 藤 吉 彦 君 住民課参事 松本 修 君 栄 君 建設課長 井 上 育 長 平 君 教 吉 原

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 玉 手 美 男 君 庶 務 係 和 田 千 春 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成27年標茶町議会第1回臨時会を開会します。 ただいまの出席議員12名、欠席2名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

4番・本多君、 6番・黒沼君、 7番・後藤君 を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。 町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。 町長・池田君。

○町長 (池田裕二君) (登壇) 第 1 回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに 行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、地域主権改革一括法に よる第3次の見直しに伴って、保育及び介護事業に関しての基準規定が条例委任となりま したので、今回、本年4月1日施行とする、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例をはじめとした5本の基準等条例を定める必要となったものであります。

また、昨年 12 月 17 日から 2 月 2 日まで 4 度の大雪、暴風雪に見舞われたことで、除雪対策上急遽 2 月 2 日付で除雪費の補正予算を専決処分し、あわせて年度内除雪費に係る平成 26 年度一般会計補正予算について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

昨年 12 月第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、 印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

はじめに暴風雪に係る災害対策について報告をいたします。

去る 12 月 16 日末明から道東一円で暴風雪に見舞われ、本町においては暴風雪に関する災害対策本部を設置するとともに釧路開発建設部リエゾン派遣を要請し、対応にあたったものです。

湿った雪を伴った強い風の影響で町内の国道 2 路線、道道 10 路線が通行止めとなり、 虹別地域が孤立状態となったことで 17 日午前 5 時 30 分虹別酪農センターを避難所として 開設しました。その後、標茶全域が停電となり、復旧状況の懸念から午前 8 時 30 分に開 発センターと農業者トレーニングセンターを、午前 11 時 45 分に磯分内酪農センター、茶 安別農村環境改善センター、阿歴内公民館を、午後 0 時 45 分塘路住民センターを避難所 として開設し、総計 8 名の受入れを行ったほか、虹別地域では人工透析患者の通院にあた って道路管理者の協力により緊急対応をいただいたものです。懸念されました生乳集荷は、 前日からの集荷等を実施することにより影響は最小限度にとどめましたが、重たい雪によ りビニールハウス他 11 棟に被害がありました。

続きまして、1月31日から2月4日までの非常に強い暴風雪に関しては、警報がだされた1月31日から2月3日まで町内の国道2路線、道道4路線が通行止めになり、孤立状態となった虹別地域で虹別酪農センターを避難所として開設、結果8名の受け入れを行い、又、通行止めが長期化したため、人工透析患者の通院のため、今回も道路管理者の協力をいただいたところです。

又、懸念された生乳集荷は標茶農協と情報共有のもと前日集荷等の対策を行いましたが、残念ながら一部廃棄との結果となりました。

このたびの災害対策において、12 月の湿雪では倒木が原因の長時間停電となり、防寒対策のため各地域の拠点避難所を開設しましたが、一歩間違えると生命の危険と隣り合わせとなる中、塘路地域においては、自主防災組織が安否確認と避難者への炊き出しを行ったほか、2月の暴風雪では、虹別地域において吹雪で積雪が屋根まで達した人家を自主防災組織の皆さんが人海戦術により除雪するなど「自分の地域は自分で守る」との共助精神を発揮していただいたことは心強い限りであります。

また、14 日からの暴風雪により町内の国道 2 路線、道々 6 路線が通行止めとなり、14 日午後 9 時半に虹別酪農センター、15 日午前 8 時に開発センター、午後 4 時に茶安別農村環境改善センターを避難所としてそれぞれ開設し、あわせて 19 名の受入れを行っております。

特に虹別地域においては、国道、道々が通行止めによって孤立状態となり、加えて昨日午前9時49分から本日の午前3時35分まで上虹別、中虹別の一部を除いて18時間近く停電が続いたものです。

その間、復旧状況の確認、要支援者の安否確認、町内会地域会長への情報提供を行い、何かあった場合の連絡体制をとり、また市街地住民2名を避難所へ誘導いたしました。現在、大きな被害等の報告はございませんが、各関係者を通じて状況調査を行っているものであります。

本町においては、事前の気象情報の提供、関係機関との情報交換、ホームページ、エリアメールを利用した情報周知など行っていますが人命を最優先とし、今後とも安全で安心なまちづくりを進めるため、さらに防災対策の充実に努めてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、ヒグマによる人身事故の発生についてであります。

先ごろ、塘路の山林において、森林施業中の男性作業員がヒグマに襲われ死亡する事 故が発生し、町として鳥獣被害対策実施隊の出動等を行ったので報告いたします。

平成 27 年 1 月 26 日午後 3 時 50 分ごろ、標茶町字塘路 99 番地 1 の森林で、枝打ちを行っていた作業員が倒れているのを同僚が発見し、弟子屈警察署及び標茶消防署に通報しました。事故当時、別の作業員がヒグマの鳴き声を聞いており、近くには冬眠穴も確認されたため、町に対してもハンターの出動要請があり、救助の際に事故現場に同行しております。男性は午後 5 時 30 分ごろ救出されましたが、搬送先の病院で死亡が確認されています。

町の対応としましては、事故当日の夜に塘路林道を全線通行止めにするとともに、翌日早朝にはハンターによる現場周辺の巡視を行っており、林道の通行止め及び巡視については現在も継続して行っております。なお、これまでの活動では捕獲には至らず、事故を起こしたヒグマは現場周辺から移動し、離れたものと推測しています。

今回の事故は、男性がヒグマの冬眠穴に気づかずに近づいてしまい、偶発的に発生したものと考えております。町内の林業事業体では、冬期間においてもヒグマ撃退スプレーの携行や作業前に周辺で花火を鳴らす等の対策をとるとの確認をしていますが、あわせてヒグマがどのような場所に冬眠穴を構えるのかなど留意すべき点について、ヒグマの生態に詳しい研究者等による講演を関係者向けに開催するよう、北海道に要請しているところであります。

また、今後の対応については適宜、専門家の意見もいただきながら町民の安全を守る

ことを第一に検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

最後になりますが、不幸にして亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族には心からお悔やみを申し上げる次第であります。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長(平川昌昭君) ただ今の口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、次に議長から、諸般報告を行います。 諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。 以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第65号

○議長(平川昌昭君) 日程第4。議案第65号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長(深見 迪君)(登壇) 第4回定例会における議案第65号の審査が終了しましたので、その結果を報告いたします。

平成26年第4回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により報告します。

- 1、事件番号 議案第65号
- 2、事件名 標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧 等の手続に関する条例の制定について
- 3、審查経過 審查日:平成27年2月9日 委員会開催 出席説明員:住民課参事、環境衛生係長
- 4、審査結果 原案可決すべきものと決しましたので報告いたします。 以上でございます。
- ○議長(平川昌昭君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第65号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は原案可決されました。

◎報告第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第5。報告第1号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 報告第1号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成26年度一般会計補正予算(第6号)の専決処分でございます。 内容につきましては、暴風雪による除排雪に要する経費の補正でございまして、補正額 は2,700万円の増額であります。

本件は、2月2日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどお願い申し上 げます。

議案1ページをお開き下さい。

報告第1号、専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第1項の規定により、別紙のとおり専 決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページです。

専決処分書(写)

平成26年度標茶町一般会計補正予算(第6号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の補正予算書1ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町一般会計補正予算(第6号)

平成26年度標茶町の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,524万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と 重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入・歳出予算の補正、歳出、8款土木費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

8番・舘田君。

- 〇8番(舘田賢治君) 2,700万円の除雪、特別交付税ということであります。専決も 2,700万円、そして補正でこれから出てくる3,200万円あわせてですね5,900万円ですか。 そのくらいになりますが、特別交付税なんですがいつも12月と3月に交付されることになっているわけですが、12月に、2,700万円と3,200万円ですから5,900万円くらいが特別交付税で入ってきたと。それであと3月にですね交付税の関係ではどのくらいの特別交付税 が残っていることになるのでしょうか。
- ○議長(平川昌昭君) 舘田議員、いま歳出のほうからやっています。 歳入はまたあとで。歳出について。
- ○8番(舘田賢治君) そうしたら、歳入のところでやるか。
- ○議長(平川昌昭君) 歳出についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田議員。

- ○8番(舘田賢治君) 専決のところでですね2,700万円の交付税の関係でお聞きをしておきますけれども、あと3月にですね大体どのくらいの特交が入ってくるのか。それから全体の交付税の中の何%くらいが今年度の特交分があてられているのか、まあ大体概算でで計算して2億円台なのか3億円前後なのか、そのへんだなと見当はつけていますが。まあ大体どのくらいの特交のお金があと残り3月に入ってくるのかお聞きをしておきたいなと。それと専決のことについては…… 全体でやるの、専決については。
- ○議長(平川昌昭君) 専決のことを今やっています。
- ○8番(舘田賢治君) いま聞いていいの。
- ○議長(平川昌昭君) いまいいですよ。専決の歳入について。3回まで。
- ○8番(舘田賢治君) 専決について基本的なことをきいておきたいなと思います。

交付税の関係が一つと、専決の関係でですね今回2月2日付けで専決をしたと。こういうことで179条の関係については当然これはこれで理解できます。平成18年に法改正になったときに、専決のものの捉え方なんですが、専決をするにあたっては皆さん知ってのとおり時間の余裕がないということが加わったわけです。それまでは余裕がないからということだったのですが、今回の2月2日にやった専決についてはどういう事務の手続きの中で時間の余裕がなかったのか、それをちょっとお聞きしておきたいなと。この2点。

○議長(平川昌昭君) 企画財政課長・佐藤君。

〇企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えをいたします。まず歳入の特別地方交付税でございますが、第5号までの補正予算の特別地方交付税の計上済額が3億2,000万円でございます。今回の歳出2,700万円の財源を特別地方交付税としましたことから、第6号までの計上済額が3億4,700万円でございます。例年ですと大体3億9,000万円ほどの特別地方交付税でございますから、あと4,300万円ほどが留保されているという形では私ども考えておりますが、のちにご審議いただきます補正予算で3,200万円を計上しておりますので、実際には残り1,000万円ほどかなと考えております。

それと専決処分を2月2日付で行ったということでございますが、1月末をもって計上済額の除雪の委託料がほとんど底をついてしまったという部分でございまして、皆さんもご存じのとおりスノーフルフェスタが中止になるほどの異常気象の暴風雪でございました。土曜日と日曜日ということでございましたがその次の月曜日にですね、緊急的に補正の専決処分をさせていただいたというところでございます。

○議長(平川昌昭君) 8番・舘田君。

○8番(舘田賢治君) 地方交付税の関係についてわかりました。専決の考え方なんだけど、3日間の臨時会の告示の提示期間があったんだけど、緊急度に応じて例えばきょう告示して、あした臨時会開けるんです。そういう状態になっているんです。それからそういうふうになったというのは、うちはないけど専決の逸脱したというかそういういままでの事例の中で法の改正もあったりしてきたわけですけれども。うちのほうは例えばそういう時間があったんだけどもどうなのか。そういう時間がなくてやったというのであればこれはこれでいいんですけれども。その辺はどう捉えているのか。いまの課長の答えは臨時会をやる時間は客観的にみてあったのではないかなというふうにとるんだけれども、その辺いかがでしょうか。これやったことを悪いと私、責めているわけではないんですよ。専決そのものの考え方を聞いているの。

○議長(平川昌昭君) 副町長・森山君。

○副町長(森山 豊君) お答えいたします。ただいま議員のほうから専決に対する基本 的姿勢だと思いますが、これにつきましては地方自治法上の基本は時間的余裕がないこと が基本になっております。ただ、基本的には議決をいただいて予算を計上して、議決をい ただいて執行していくということが基本だと十分捉まえております。 今回の場合につきましては、先ほどありました頻度も高かったこともありますが実際に一度に降った部分の量、それから質の部分がありまして、その部分では通常の除雪費の1.5倍ほどかかるというような状況がありまして、そこのなかでは手持ちの予算の部分、このように頻繁に起きる雪害がありますので、それに備えるためにはここのところで専決をしなければならないという、極めて時間的な余裕がなかったというような状況下にありますので、是非その辺のご理解をいただければというふうに思うところであります。

- ○議長(平川昌昭君) 8番・舘田君。
- ○8番(舘田賢治君) 今回やっていることを責めているのではなく基本的な専決の姿勢を聞いているんだけれども。私は2,700万円の専決をやったということはこういう吹雪やなんかの状態の中でお金も底ついたと、そして何らかの形で支払いも即刻しなければならないなにかがおきてきたのかなと。例えば2,700万円の支払いがあとでいいのであれば、正々堂々と臨時会を招集していただいて議論できたのではないかなと、こういうふうに私は捉えたんですよ。それで基本的な姿勢を聞いたんですよ。いま副町長の話を聞けばそれはそれで理解できるんですけれど、この2,700万円が2月2日に専決したと同時に払われたりいろんなことの動きがあれば、これはこれで時間がなかったんだなということで理解するんですけどその辺をお聞きしたかったなと思うんです。その辺はどうなんでしょうか。これ3回目ですからこれで終わります。
- ○議長(平川昌昭君) 副町長・森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。そういう部分ではやはり事業を執行する場合にきちんとした予算を確保した上で、そして事業主さんにもご迷惑をかけないような形できちんと努めたいということでありますので、そういう形で総体的な判断として専決をさせていただいたということでございます。
- ○8番(舘田賢治君) 最後に。理解はしました、したけれども100%理解したということではなくてまた次回専決の関係の中で何かあったときには、お聞きをしようかなと思っていますのでよろしくどうぞ。
- ○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。これより、本件を採決いたします。本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は、承認されました。

◎議案第1号ないし議案第3号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。議案第1号、議案第2号、議案第3号を一括議題といたします。

本案の提案趣旨の説明を求めます。

住民課長·佐藤君。

〇住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第1号、議案第2号及び議案第3号の3件につきまして一括して提案理由を申し上げます。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指し、平成 24 年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、この法律に基づき、平成 27 年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートする予定であります。

新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、その中で、施設や事業の設備・運営に関する基準について、国の定める基準(省令・府令)を踏まえ、自治体ごとに条例を定めることとなっております。

また、子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、保護者が利用したい教育・保育施設に申込みを行う 仕組みとなりますことから、これらの基準を定めるため、3件の条例を新たに制定するものであります。

最初に、議案第1号、標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の内容を説明させていただきます。

議案書は1ページからです。

それから議案第1号の資料としまして、①の提案趣旨を記載したもの、さらに次ページの②の関係府令との比較表により説明をさせていただきます。

第1号の提案趣旨につきましては、平成27年度からはじまる子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設(現在の幼稚園や保育所及び認定こども園)及び特定地域型保育事業(今後市町村が認可において実施される事業)の設備及び運営に関する基準等については、子ども・子育て支援法により国の定める基準を定め、市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものであります。

本案の内容でありますが、これまでの認定こども園や幼稚園・保育所の運営に対しては、私学助成や就園奨励金、保育所運営費の財政措置がなされておりましたが、新制度においては、認定こども園などの特定教育・保育施設に対しては、施設型給付として、家庭

的保育事業などの特定地域保育事業に対しては地域型保育給付とする財政措置が創設されたところであります。このことに伴い、自治体は特定教育・保育施設や特定地域型保育事業について、施設・事業者の申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を定めたうえで給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになりました。

その確認を受ける施設等の運営基準について、国が定めた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえ、自治体が条例を制定することになりました。

条例制定の考え方でありますが、国が示した、従うべき基準として、これは必ず適合 しなければならない基準。この範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容され るものの、異なる内容を定めることは認められないものであります。

さらに参酌すべき基準として、市町村が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に 応じて異なる内容を定めることが許容される基準が示されております。

本条例におきましては、すべての項目において、国の基準のとおり提案しております。 それでは、議案の第1章から、主な内容について説明をいたします。

議案書の4ページをお開き下さい。

第1章は、総則(第1条~第3条関係)であります。

第1条は、この条例の趣旨を規定しております。

第2条は、この条例における用語の定義を規定しております。

第3条は、特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)及び特定地域型保育事業者(家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業) の一般原則を規定しております。

続きまして、第2章は特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)の運営 に関する基準を規定しております。

第1節の第4条は特定教育・保育施設の利用定員の規定であります。国の基準では、 認定こども園及び保育所の利用定員は20以上とされているところであります。

第2節の第5条から第34条は特定教育・保育施設の運営に関する基準を規定しております。

第5条から第19条までは、利用申込者に対しての内容及び手続きの説明や、同意、応諾義務、受給資格等の確認、定員を上回る利用があった場合の選考、利用者負担の受理及び幼稚園教育要領や保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領などに沿った特定教育・保育の取扱方針などについて定めております。

第 20 条から第 34 条までは、施設の目的、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程や苦情解決、事故防止及び事故発生時の対応、会計処理、記録の整備など管理・運営等に関する基準を定めております。

第3節の第35条及び第36条については、特例施設型給付費に関する基準であります

が、特別利用保育、特別利用教育の提供について定めております。

第3章は、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の特定地域型保育事業者の運営に関する基準を規定しております。

第1節利用定員に関する基準、第37条は、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めております。家庭的保育事業については1人以上5人以下、小規模保育事業は6人以上19人以下、居宅訪問型保育事業については1人と規定するものであります。

第2節、第38条から第50条は特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。家庭的保育事業等の利用申込者に対しての内容及び手続きの説明や、同意、応諾義務、幼稚園、保育園などとの連携、利用者負担の受理、運営規定や準用規定などについて定めております。

第3節の第51条及び第52条については、特例地域型保育給付費に関する基準でありますが、特別利用地域型保育と特定利用地域型保育の基準を定めております。

第4章については雑則となっておりまして、第53条は委任で、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものであります。

附則でありますが、第1項は施行期日で、本条例を法の施行の日から施行するものでありまして、子ども・子育て支援法の施行の日である平成 27 年4月1日から施行とするものであります。

第2項及び第3項は特定保育所に関する特例であります。第4項及び第5項は、特定教育・保育施設の施設型給付費等に関する経過措置を規定しております。第6項は、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置、第7項は、特定地域型保育事業の連携施設に関する経過措置について規定しております。

以上で、議案第1号の提案内容について、説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第2号の内容について、説明いたします。

議案書は36ページからです。そして議案第2号の説明資料としまして、39ページの① の提案趣旨等を記載したもの、さらに次ページの②の関係省令との比較表により説明させ ていただきます。

第2号の提案趣旨につきましては、子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等については、市町村の認可事業として位置づけ、その基準については、児童福祉法第34条の16第1項により、市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものです。

本案の内容でありますが、家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業として位置づけられた事業であります。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業で、その定員数 や保育の実施場所等により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事 業所内保育事業の4つに分類される事業となっております。 条例制定の考え方でありますが、国が示した、従うべき基準と参酌すべき基準が示されておりますが、本条例におきましては、すべての項目について、国の基準のとおり提案をしております。

それでは、議案の第1章から、主な内容を説明いたします。

議案書の37ページをお開き下さい。

第1章は、総則(第1条から第21条関係)であります。

第1条は、この条例の趣旨を規定しております。

第2条は、この条例における用語の定義を規定しております。

第3条から第21条は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業 所内保育事業の4つの事業の共通事項を規定し、最低基準の目的や一般原則、運営規定な どについて定めております。

第2章は、家庭的保育事業の規定であります。家庭的保育事業は、保育者の居宅などにおいて、5人以下の0歳から2歳児に保育を提供する事業であります。

第 22 条から第 26 条まで、家庭的保育事業の基準について規定しており、設備の基準 や職員、保育時間、保育内容などについて定めております。

第3章は小規模保育事業の規定であります。小規模保育事業は、利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0歳から2歳児を中心に保育を提供する事業で、保育従事者の資格や職員数により、A型、B型、C型の3種類に区分されております。

第27条は小規模保育事業の区分を定めております。

第2節、第28条から第30条は、小規模保育事業A型の基準、第3節、第31条及び第32条については、小規模保育事業B型の基準、第4節、第33条から第36条については、小規模保育事業C型の基準について規定し、それぞれ設備の基準や職員などについて、定めております。

第4章は、居宅訪問型保育事業の規定であります。

居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする子どもの居宅において、0歳から2歳児に 保育を提供する事業であります。

第 37 条から第 41 条まで、居宅訪問型保育事業の基準について規定しており、設備及 び備品や職員などについて定めております。

第5章は、事業所内保育事業の規定であります。事業所内保育事業は、事業主が主と して雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提 供する事業であります。

第 42 条から第 48 条まで、事業所内保育事業の基準について規定しております。利用 定員の設定や設備の基準、職員などについて定めております。

第6章については雑則となっており、第49条は委任で、この条例に定めるもののほか 必要な事項は、町長が別に定めるものであります。 附則であります。

第1項は、施行期日であります。

本条例を、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律の施行の日から施行するもので、平成 27 年4月1日から施行とするものであります。

第2項は、食事の提供の経過措置、第3項は、連携施設に関する経過措置、第4項は、 小規模保育事業B型等に関する経過措置、第5項は、利用定員に関する経過措置について 規定をしております。

以上で、議案第2号の内容について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号の内容についてご説明いたします。

議案書は65ページからです。説明資料としまして、75ページからの議案第3号の資料 ①、それから次ページの関係省令との比較表により説明させていただきます。

提案趣旨につきましては、子ども・子育て支援法において、児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国が定めた基準に基づき、市町村が条例で基準を定めることとされたことから、本条例を制定するものであります。

本案の内容でありますが、放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業でありますが、本町においては、学童保育として実施しているところであります。

条例制定の考え方でありますが、国が示した、従うべき基準と参酌すべき基準が示されておりますが、本条例におきましては、第 10 条第4項に規定する児童数については参酌すべき基準であることから、制定附則第3項の規定で本町基準を適用し「当分の間、既存事業所についての第10条第4項の規定の適用については同項中「おおむね40人」とあるのは、「70人」とする。」と規定しております。それ以外の部分については国の基準どおりとしています。

それでは、議案の第1条から、主な内容を説明いたします。

議案書の66ページをお開き下さい。

第1条は、この条例の趣旨を規定しております。

第2条は、この条例における用語の定義を規定しております。

第3条及び第4条については、最低基準関係について規定しております。

第5条から第8条は、総論関係について規定しており、一般原則、非常災害対策、従事する職員の一般的要件及び職員の知識の向上について定めております。

第9条は、設備の基準について定めております。

第 10 条は、職員関係で従事する放課後児童支援員の資格、員数について定めております。

第 11 条から第 21 条は、その他の運営基準について規定しており、利用者を平等に取

り扱う原則、虐待の禁止、衛生管理、運営規程、開所時間及び日数などについて定めております。

第 22 条は、委任で、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものであります。

附則であります。

第1項は、施行期日でありますが本条例を、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するもので、平成 27 年4月1日から施行とするものであります。

第2項は、職員の経過措置について規定しております。

第3項は、先ほど説明しましたが、本町基準を適用し「当分の間、既存事業所についての第10条第4項の規定の適用については同項中「おおむね40人」とあるのは、「70人」とする。」というものであります。

以上をもちまして、議案第1号、議案第2号、議案第3号の提案趣旨及び内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案3案は、直ちに、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案3案は、直ちに、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第4号ないし議案第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。議案第4号、議案第5号を一括議題といたします。 本案の提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第4号及び議案第5号の2件につきまして、一

括して提案理由を申し上げます。

これまで、介護保険サービスに関する人員や設備、運営等に関する基準は、厚生労働省令において全国一律で定められていましたが、第3次一括法により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律44号)において介護保険法等の改正がなされ「指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準」及び「法第115条の46第4項の厚生労働省令で定める基準」(地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準)についても市町村の条例で定めることとされたことに伴い、2件の条例を新たに制定するものであります。

最初に、議案第4号、標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条 例の内容を説明させていただきます。

議案第4号の内容について、ご説明いたします。

まず、議案書は 75 ページからです。議案第 4 号の説明資料としまして、87 ページの① の提案趣旨等を記載したもの、さらに次ページ②の関係省令・府令との比較表により説明 させていただきます。

それでは議案第4号の条例制定の考え方でありますが、本町の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定にあたっては、国が示した、従うべき基準と参酌すべき基準が示されております。本条例におきましては、第2章第3条の規定について、標茶町では、暴力団の排除に関して、町、町民及び事業者が一体となり地域経済の健全な発展に寄与し、町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的に条例を制定しおります。このことから介護保険に関する分野においても、標茶町暴力団排除条例の趣旨を踏まえた条文を含めることといたしております。

また、第5章第31条第2項の規定については、事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合については、介護給付費の返還請求をすることとなりますが、返還請求権は地方自治法の規定により5年と定められているため、記録などの保存期限については国が2年としておりますが、5年を適用し、規定としています。それ以外の部分については国の基準どおり条例を制定させていただきました。

それでは、議案の第1章から、主な内容についてご説明いたします。

議案書の76ページをお開き下さい。

第1章は、総則(第1条~第2条関係)であります。

第1条は、この条例の趣旨を規定しております。

第2条は、この条例における用語の定義を規定しております。

第2章は第3条で、指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件を規定してお

り、特に、暴力団及びその役員等のうち暴力団員のあるものの法人を除くと定めております。

第3章は第4条で、指定居宅サービス支援事業の基本方針を規定しております。

第4章は、第5条及び第6条で従業員の員数や管理者の配置など人員に関する基準を 規定しております。

第5章は、第7条から第31条で、運営に関する基準を規定しており、第7条から第18条は、利用申込者に対しての内容及び手続きの説明や、同意、受給資格等の確認、利用料等の受領、指定介護予防支援の業務の委託、利用者への介護予防サービス計画等の書類の交付などについて定めております。

第 20 条から第 31 条は、指定介護予防支援事業所の管理者の責務、運営規定、勤務体制、秘密保持、苦情処理、事故発生時の対応、会計処理、記録の整備など管理・運営等に関する基準を定めておりますが、第 31 条第2項で、省令では記録の期間について2年間としていますが、返還請求権が地方自治法の規定により5年と定められていることから、記録などの保存期限について5年を適用し、規定としています。

第6章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めており、第32条は、指定介護予防支援の基本的取扱方針、第33条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針として、指定介護予防事業所の担当職員が、指定介護予防支援の提供にあたり、介護予防サービス計画の作成、作成後のモニタリングなど具体的な取り扱い事項を第1号から第26号まで規定しております。第34条は、介護予防支援の提供にあたって、介護予防の効果を最大限に発揮できるようさらに留意しなければならない事項として第1号から第8号まで規定をしております。

第7章は、基準該当介護予防支援に関し、第35条で指定介護予防支援に係る基準の準 用を規定しております。

附則でありますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号の内容のご説明を行いたいと思います。

まず、議案書は 98 ページからです。議案第5号の説明資料としまして、106 ページからの①の資料、それから次ページ②の比較表により説明させていただきます。

地域包括支援センターにつきましては、原則、第1号被保険者の数が3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を1人ずつ配置しなければなりませんが、地域の実情に応じた内容について、国の基準に基づき人員を配置するものであります。

今回、市町村が条例制定するにあたっては、国が示した、従うべき基準と参酌すべき 基準に分類されておりますが、基本的にすべての規定については国の基準どおりで提案し ております。 それでは、議案の第1条から、主な内容について説明をいたします。

議案書の99ページをお開き下さい。

第1条は、この条例の趣旨を規定しております。

第2条は、地域包括支援センターの基本方針として、被保険者の状況に応じて必要なサービスを利用、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができること、公正かつ中立な運営の確保を規定しております。

第3条第1項は、地域包括支援センターの職員とその員数について、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くこととし、その職務に専念する常勤の職員について、第1号として、保健師その他これに準ずる者1名、第2号として、社会福祉士その他これに準ずる者1名、第3号として、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1名を原則として置くこととなっております。

第2項では、前項の例外規定として、地理的条件、その他条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要な場合の、人員の配置基準を規定しております。担当する区域の第1号被保険者の数が、おおむね1,000人未満の場合は、前項の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから1人又は2人を配置基準とするものであります。担当する区域の第1号被保険者の数が、おおむね1,000人以上、2,000人未満の場合は、前項の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから2人(うち1人は常勤の職員でなければならない)とする配置基準であります。担当する区域の第1号被保険者の数が、おおむね2,000人以上、3,000人未満の場合は、前項の保健師1名(常勤の職員)、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちからいずれか1名(常勤の職員)を配置基準とするというものであります。

第4条は委任で、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものであります。

附則でありますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号、議案第5号の提案趣旨及び内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案2案は、直ちに厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継 続審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案2案は、直ちに、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第6号

○議長(平川昌昭君) 日程第8。議案第6号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第6号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年度一般会計補正予算(第7号)でございまして、歳入歳 出それぞれ3,200万円を追加し、総額を109億9,724万円にしたいというものでございます。

歳出につきましては、当分の間の降雪や排雪などを考慮し除雪委託料を追加するもので、 その財源につきましては特別地方交付税を見込んだところであります。

以下内容について、ご説明いたします。

平成26年度標茶町一般会計補正予算(第7号)

平成26年度標茶町の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億9,724万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と 重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入歳出予算の補正、歳出について、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番(田中敏文君) 除雪費ということで、まず除雪についてことしは雪が突発的に多

いということで、うちの町内会の雪捨て場等々があるんですけど、民地というか空き地に どうしても積まれるんですけれど、春にですね、やはり100メートル200メートルと押し続 けてきてそれが特に多いので、ごみというかどうしても不純物が春先にでるので、それを いま一度先に点検をしておいていただかないと、いままで個人でいいよと言ってくれてい た人もその辺のことをしておかないと、どうしてもこのような雪になると困るということ で町民の方から伺っていたので、これも除雪費の中に入れていただきたいたいなというの が一点。

それといつも除雪、冬場になると苦情が多いんですけど、ことし珍しく除雪を褒められたんですよ。それは麻生の方なんですけれど。まあ町内会長がいいのか悪いのか分かりませんけれども。やはり除雪をするにあたって年々、業者さんとの説明会と委託する部分でその違いがあったのかなかったのかということと、それと防雪柵なんですけども今年度、来年度等々あると思うんですけれど予定として、今、五十石橋のところから何会館というのかな、そこまでの防雪柵を付ける予定はないのか。また、町民の方々から集会所まで結構距離があるんですけども、ただ技術的に堤防が近いとか農家が多いということなので進められていないのかそれについてお聞きしたいと思います。

- ○議長(平川昌昭君) 建設課長・井上君。
- ○建設課長(井上 栄君) お答えいたします。特に市街地の除雪に関しましては、議員 ご指摘のとおり民地、空き地等に了解をいただいて入れているところがありまして、昔と 比べますとその箇所も減ってきておりまして、非常に苦労して長い距離を除雪車が引っ張 らなければならないというのがあって、その際に春にごみ等があると、ご指摘のとおり来 年からせっかくの好意で了解いただいていたものが、やはり使われるのは困るということ もおきる可能性が高いものですから、この辺につきましては現時点でいま一度点検を行い ながら春にご指摘のようなことがないように努力したいと思います。

それから防雪柵については国道のことかと思われますが、これにつきましては過去に391号線が、数少ないんですが通行止めになってちょうどルルラン通りを迂回するという事態がありまして、町の議会でも議論され、それから開発のほうに要望いたしまして防雪柵が五十石橋側から事業がスタートいたしました。途中で隣接の交渉等でいろいろあったとお聞きしているんですが、継続して町のほうとしては、いまおっしゃいました議員ご指摘の会館のほうまで要望をしておりましたが、途中で事業としてはストップせざるを得ないという事情があったとお聞きしています。

町といたしましてはですね、私ども建設課のほうで開発のほうとの懇談等を通じて要望は継続しております。企画財政課のほうを通じて開発要望も継続しているところでございます。

- ○議長(平川昌昭君) 企画財政課長・佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) 南標茶地区の当初の説明を受けたときは、もうちょっと

延長が長いということでお話をきいておりましたが、その延長の間に設置に反対をするという方がいらっしゃったものですから、いまのところネットの防雪柵で検証結果を見ているという段階でございますので、今後の延長につきましてはちょっと流動的というか不明でございます。

- ○議長(平川昌昭君) 10番・田中君。
- 〇10番(田中敏文君) 今検証しているという、やはりあのネット状のもの、自分も釧路のほうに仕事に通うようになったので通っているんですけれども、やはり歴然としてあそこの部分だけ雪が道路にたまらないということもありますので、その辺も検証されて反対されている方にもですね、国道でありますのでその辺も期成会等の要望も続けて、是非進めていただきたいと思います。
- ○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。 なければ歳入歳出予算の補正、歳入について、9款地方交付税について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、平成27年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午前11時15分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 4番 本 多 耕 平

署名議員 6番 黒 沼 俊 幸

署名議員 7番 後藤 勲